

令和2年度事業報告

FROM JW CENTER

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「JWセンター」という。)は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営を図るとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、出版事業、広報事業など社会的ニーズに即応した事業を新型コロナウイルス感染症の影響を受けるなかで、適宜対応し実施した。

I 電子マニフェスト事業

1. 電子マニフェスト加入者数及び年間登録件数

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として緊急事態宣言が発出された4月及び5月の登録件数は、当初計画値(525.3万件)に対し約37.5万件の減となった。その結果、年間の登録件数は当初の計画値を下回ったものの、前年度比4%増の約3,255万件(電子化率65%)、電子マニフェスト加入者数は前年度比13%増の271,587者となり、第4次循環型社会形成推進計画の目標値である「令和4年度中の電子化率70%」に向け、着実に伸びている状況である。

区分 年度	加入者数							電子マニフェスト 年間登録件数	
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計		
	A料金	B料金	C料金	計					
令和元年度 実績	3,615	28,399	177,909	209,923	21,063	9,113	240,099	31,304,330 (63%)	
令和 2年度	計画	3,700	32,100	194,800	230,600	22,600	9,400	262,600	32,400,000 (66%)
	実績	3,677	32,265	203,493	239,435	22,738	9,414	271,587	32,555,470 (65%)

2. 電子マニフェスト普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、多量排出事業者への普及促進に取り組むとともに、関係業界団体等と連携して重点普及対象への普及活動のほか、以下の事業を実施した。

(1) 重点普及対象への普及活動等

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、企業訪問等を積極的に展開し難い状況となったため、重点普及対象である電子マニフェストの利用割合が比較的少ない建設業(がれき類)については、地方建設業の多量排出事業者2,000社に電子マニフェスト導入説明会の開催案内チラシを配付するなど、普及促進に取り組んだ。

(2) 電子マニフェスト導入説明会の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合形式の説明会の開催は原則中止し、Web会議システムによる開催を実施した。また、都道府県等が主催する説明会等への講師派遣依頼については、現地・近隣のインストラクター(JWセンター委嘱)を優先的に派遣した。

- 1) 導入実務研修会 5回 568名
- 2) 地方公共団体等と連携した説明会(講師派遣) 52回

(3) 利便性向上のための電子マニフェストシステムの機能強化

- 1) 令和元年度に機能を追加した現場登録支援機能(排出現場で運搬担当者毎に絞り込んだ情報(仮登録情報)の抽出が可能になる機能等)の運用を開始した(令和2年8月)。

2) 電子マニフェストシステムに登録された住所のチェック等を行える機能等を追加した(令和2年8月)。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化することで侵入の防御を行い、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持した。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新(切替時期を令和3年度に延期)に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、再構築業務を行った。

4. 環境省受託事業

環境省より「電子マニフェスト普及拡大事業」を受託し、以下の事業を実施した。

(1) 電子マニフェスト導入説明会

電子マニフェスト未加入者を中心とした電子マニフェスト制度等に関する説明会をWeb会議システムを利用して8回(参加者数854名)開催した。

(2) 業種別事例集の作成

電子マニフェストの活用を含め、産業廃棄物の適正処理に関する優良な取組を行っている排出事業者の業種別事例集をとりまとめるため、有識者、関係業界の代表者、自治体、処理業者の協力を得て、業種別事例集策定委員会を開催し、事例集の構成や活用方法等を検討し、作成作業を行った。令和2年度は、金属関連産業(鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業)について取りまとめた。

5. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、循環型社会の形成に向けて役立てるなど幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供、マニフェストの記載事項等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組んだ。その一環として、電子マニフェストから得られる処理委託量に係るデータを集計し、ホームページに「電子マニフェストで見る廃棄物」として10月から公開(定期的に掲載内容を更新)し、排出事業者の業種別、廃棄物の種類別及び排出地域別の各観点から、電子マニフェストにより把握される産業廃棄物の処理委託量を可視化した。

6. 課金請求システム構築の検討

加入者の増加に伴う請求業務の負担を軽減し、適切に利用料金の徴収・管理を行うため、令和4年度からの運用(一部機能は令和3年度から運用)を目途にシステムの構築を進めた。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

(1) 講習会

廃棄物処理法の関係規定に対応する講習会として、以下の講習会を(公社)全国産業資源循環連合会及び各都道府県協会並びに(公社)日本医師会との連携のもとに実施した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、国等の方針を踏まえ、従来の対面式講習会を中止することとし、7月以降、臨時の措置として、オンライン講義と会場試験を組合せた暫定的な講習会(以下「暫定講習会」とい

う。)を実施した。また、パソコン等を使用する環境がない等の理由で受講できない受講者への救済措置として、会場で講義ビデオを視聴し、受講後に試験を受ける「講義ビデオ会場視聴型講習会」を全国の主要都市で更新講習会7回(収集運搬5回、処分2回)を開催した。

1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)
(以下「新規講習会」、「更新講習会」という。) 6 課程

2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした
特別管理産業廃棄物管理責任者講習会(以下「特管責任者講習会」という。) 2 課程

3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会(以下「PCB講習会」という。) 1 課程

(2) 講習会の開催実績(試験回数)

1) 新規講習会	504 回	10,368 名 (14,162名)
2) 更新講習会	500 回	18,359 名 (21,044名)
3) 特管責任者講習会	274 回	10,011 名 (15,508名)
4) PCB講習会	12 回	250 名 (411名)
計	1,290 回	38,988 名 (51,125名)

※カッコ内は前年度実績

(3) 委員会

講習会を適切に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」、修了試験問題に関する事項を審議する「講習会試験委員会」を各2回、「医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会テキスト作成・試験委員会」、「PCB講習会テキスト作成・試験委員会」を各1回開催した。

(4) 講習会の見直しについて

令和3年度から更新講習会においても安全衛生を講義科目に加えることなど検討を進めていたが、令和2年度は暫定講習会への対応を優先し、令和3年度に、これまでの講習会検討委員会の審議結果を踏まえて令和4年度からの実施に向け、カリキュラムやテキストの見直しを行うこととした。

(5) Webによる受講申込みの普及拡大

令和4年度からのWeb申込み一本化に向けて、運用方法やシステム改善等の検討を進めた。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会」、特定業種(建設、食品、化学)に特化した研修会、及び事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、開催を中止した。

Ⅲ 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた評価基準に基づいた評価を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施した。

評価実績：更新 2社 4製品 (累計：11社 42製品)

Ⅳ 調査事業

1. 受託調査等事業

- (1) 環境省より、「業種別事例集作成業務」を受託し、産業廃棄物の適正処理に関する金属関連産業（鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業）向けの事例集を策定した。
- (2) 環境省より、「新型コロナウイルス感染症流行下での廃棄物処理に関する知見収集等業務」を受託し、有識者、自治体、廃棄物処理業者へのヒアリング調査を実施した。

2. 自主調査事業

電子マニフェストの普及促進のための調査、収集運搬業者における電子マニフェスト導入の課題等に関する調査、感染性廃棄物容器に係る事故等に関する調査等など国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報収集・解析を行った。また、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する調査を実施しており、令和2年5月に（一財）日本環境衛生センターとの連名で「廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン」を策定した。

調査事業の内容については、学会等を通じて広く情報提供を行った。

Ⅴ 国際協力事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、日韓台ネットワーク会議は見合わせるなど、積極的な活動が困難となった。

Ⅵ 広報事業

1. JW懇話会

JW懇話会は、新型コロナウイルス感染防止対策の観点から実施を見合わせた。

2. 機関誌の発行

JWセンターの機関誌を発行した。

- (1) 発行 季刊（年4回）
- (2) 発行部数 春・夏号 2,300部、秋・冬号1,800部
- (3) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

「廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（令和2年版）（令和2年5月発行）」等の廃棄物処理に関する書籍の企画、編集、出版、販売協力を行った。

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動等について、ホームページによる情報提供を

行った。また、JWセンターの各事業の利用者等に対するメールマガジンの配信（年16回、配信数 約15万件／回）を行った。

Ⅷ その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係団体3団体（（公社）全国産業資源循環連合会、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団、JWセンター）の共催による「第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会」は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止とした。

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出せん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの要請を受け、社会貢献の観点から出せんを行った。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会業務の管理を主とした「管理システム」をはじめとするJWセンターの業務・情報システムの検討及び再構築を進めた。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO 27001の実践・維持向上に努めた。

Ⅷ その他

1. 就業規則等の改正

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から在宅勤務を実施していることを踏まえ、在宅勤務制度の取扱いについて明確化すること、また、人事管理の多様化を図りJWセンター全体の活性化及び職員の専門性の向上等を図る観点から専門スタッフ職制度を導入するため、就業規則、職員給与規程及び事務処理規程の一部改正を行うこととした（令和3年4月1日適用）。

また、これまで役職員が書面により行っていた出張及び外勤等の申請について、ペーパーレス化や業務の効率化を図り、出張命令簿等の電子化等を行うため、役職員旅費規程の一部改正を行うこととした（令和3年1月1日適用）。

2. 財政基盤の強化

(1) 電子マニフェストシステム機器更新積資産

令和8年1月（令和3年度）に予定されている電子マニフェストシステムの次期機器更新に備えるため、資産取得資金である電子マニフェストシステム機器更新積立資産に3.5億円を積み立てた。

(2) 基幹システム構築積立資産

令和元年度から令和3年度にかけて実施する講習会業務の管理を主とした「管理システム」の再構築など

JWセンターの基幹となるシステムの構築・改良に備えた資金を確保するため、資産取得資金である基幹システム構築積立資産に4.5億円を積み立てた。

3. 新人研修

新入職員をはじめJWセンター職員の産業廃棄物の知識向上、新入職員自らが企画・運営を行うことによる業務遂行能力の向上及び国、自治体に対するJWセンターの貢献を目的に、長岡文明氏を講師に迎え、廃棄物処理法初心者のための研修をWeb会議システムを利用したオンライン講義により3シリーズ（9回）開催した。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応

(1) 会議、委員会等

必要最低限の会議等の開催とし、開催する場合はWeb会議システムを利用した。

(2) 在宅勤務、時差出勤等

時差出勤に加え、在宅勤務制度を導入し、政府の要請に対応した。また、出勤時の検温や、業務終了後の消毒作業、デスクにアクリル板を設置し、感染防止対策に取り組んだ。

(3) その他

職員への感染症に係る留意事項等を周知するとともに、関係機関等（環境省、地方公共団体、業界団体、業務委託業者等）との連携・情報共有を行った。

JWセンター主催 「廃棄物処理法初心者のためのWeb講座」 令和3年度 第1弾 開催報告

FROM JW CENTER

総務部広報室

前年度に開催し、ご好評をいただきました新人研修会に引き続き、令和3年度も環境省、都道府県・政令市の関係部局のご担当者を対象に、「廃棄物処理法初心者のためのWeb講座」の第1弾を全3回の日程で開催いたしました。

今回も再び長岡文明氏を講師に迎え、ご経験から得た視点、知識に基づき熱心にご講義いただきました。

Web会議システムを活かしチャット機能を使った参加型のクイズ、質疑等、双方向のやり取りもスムーズに進めることができました。

新たな試みとして、Web講座の動画を限定公開し、当日ご参加いただけなかった方やより理解を深めたい方にご利用いただけるようしております。

前年度は、JWセンターの新人職員自らが運営しておりましたが、今年度は、総務部広報室をはじめ部を横断したチームを組織し運営することとなりました。第1弾を終えて、通常業務で関わりのないメンバーと連携して進めることに新たな発見や得る知識も多々あり、実りのあるものとなりました。第2弾は秋頃を予定しています。

●開催概要

【研修名】 廃棄物処理法初心者のためのWeb講座

【講師】 長岡文明氏（BUN環境課題研修事務所 主宰）

元山形県職員。長年にわたり廃棄物処理法に携わる。

平成18年からJWセンター教育研修テキスト作成委員、平成21年度からJWセンター講師を務める。

廃棄物処理法に関する多くの著書がある。

【開催方法】 Web会議システム（Webex）を用いたオンライン講義

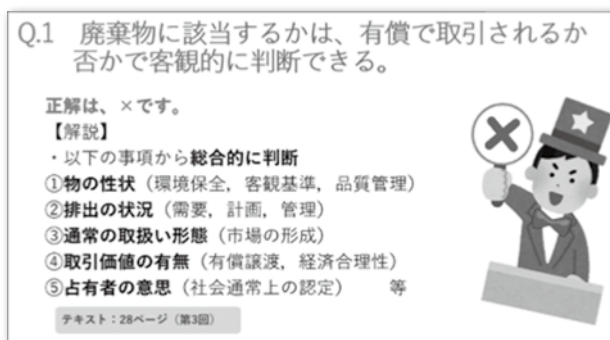
【対象】 JWセンター職員及び環境省・都道府県政令市等の産業廃棄物部局のご担当者

【開催日時及び講義内容】

講義内容	開催日時	
第1回 廃棄物の区分、処理業許可	令和3年5月21日	15:00～17:00
第2回 排出事業者責任	令和3年6月 2日	15:00～17:00
第3回 総合判断説	令和3年6月 9日	15:00～17:00



講義の様子



チャット機能を使った参加型のクイズ

令和3年版 廃棄物処理法令(三段対照)・通知集

●法令（法律・政令・省令及び告示）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令（政令）、施行規則（省令）を互の委任関係が分かりやすい三段対照として編集。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係政省令及び告示も収載。

●通知

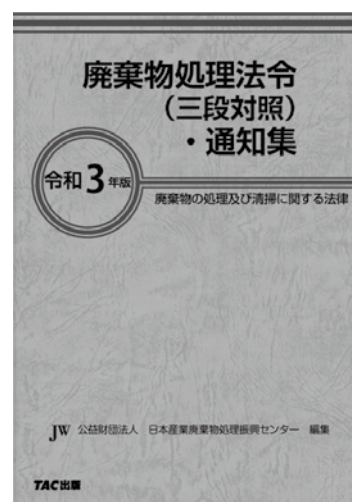
- ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者に関わりのある通知を最新内容まで厳選して収載。

●資料編

- ・廃棄物処理法における罰則一覧、廃棄物関連ホームページ一覧を収載。

JWセンターホームページよりお申込みください。

URL <http://www.jwnet.or.jp/publish>



B5判・本文1,077頁
定価4,730円(本体4,300円+税)